

七	イ	払込金額	一兆八千八百五十七億五千八百
八	口	最低額面金	五万円
九		振替単位	五万円
十	イ	発行価格	額面金額百円につき百円五銭以
十一		発行価格	額面金額百円につき百円六銭
十二		利率	年〇・六パーセント
十三		経過利子の払込み	式により算出した金額を第二

付国債について、額面金額で百三十六億九千三百万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十六年三月二十五日

額は、額面金額百円につき百円五銭以上、額面金額百円につき百円六銭以下とする。

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において

十四 初期利子

て取得する者が非居住者又は
外国法人である場合には、前記
(一)の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法人
が適用を受ける所得税の税率
を乗じた金額を控除すること
ができる。
平成十六年九月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う(以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。)

$$\frac{\text{借入金総額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支

平成二十一年三月二十日
日 本 銀 行
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

十九 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成十六年三月二十五日